

自殺予防における官民協働事業（自殺予防電話相談の拡充）について

目的

平成26年度末の自殺対策緊急強化基金の終了を見据え、府と民間団体が自殺対策について、共に連携を図りながら、共通の課題を共有し、その解決に向けた取組みを行うものとして、官民協働で自殺予防電話相談の拡充を図る。

現状

- 府ではこころC、保健所で平日昼間に自殺予防電話相談を実施。
- 民間団体で自殺予防電話相談を行う事業所は3カ所。

	相談時間等
民間団体A	24時間、365日
民間団体B	毎週金曜13:00～月曜22:00
民間団体C	毎週月曜20:00～翌3:00

- 民間団体では従事する大半がボランティアの相談員。
- 自殺予防電話相談についての府・各民間団体の横のつながりは希薄であり、自殺予防電話相談についての相互の現状について共有する場がない。
- 自殺予防電話相談員養成に関する研修の実施やその周知については、府・民間団体がそれぞれで実施。

課題

【官民共通の課題】

- 自殺予防電話相談についての現状を共有する場がない。
- 自殺予防電話相談員養成についての研修がそれぞれ独自で実施。

【府の課題】

- 年間を通じた休日・平日夜間帯の電話相談体制の確立が困難。

【民間における課題】

- 電話相談員の慢性的な不足。
- 電話相談員の養成研修には高度な専門性が必要なため時間を要する。
- 民間団体の規模が小さく、課題解決のための取組みが不十分。

平成27年度以降

自殺予防電話相談の拡充による 地域における自殺対応力の向上

- 官民協働事業研修により、電話相談員の人材発掘・人材育成を行った電話相談員を活用し、民間団体は活動基盤の確立・強化に行い、自主的な活動をさらに展開していく。
- 官民で自殺予防電話相談対応を共通化し、自殺予防電話相談の連携を強化する。

課題解決のための取組み (平成26年度)

①企画検討会（3回開催）

- それぞれの課題を共有し、その課題解決に向け、企画検討会を開催。
- 電話相談対応についての共有。
- それぞれが独自で実施する研修会の情報を共有し、共通で行う研修内容の検討。
- 官民協働による電話相談体制の検討。

②官民協働の研修会（3回開催・計900人）

- 研修企画検討会をふまえ、研修会を府民対象に官民協働実施。
- 研修の周知を協働で効率的に行い、新たな電話相談員の人材発掘の実施。